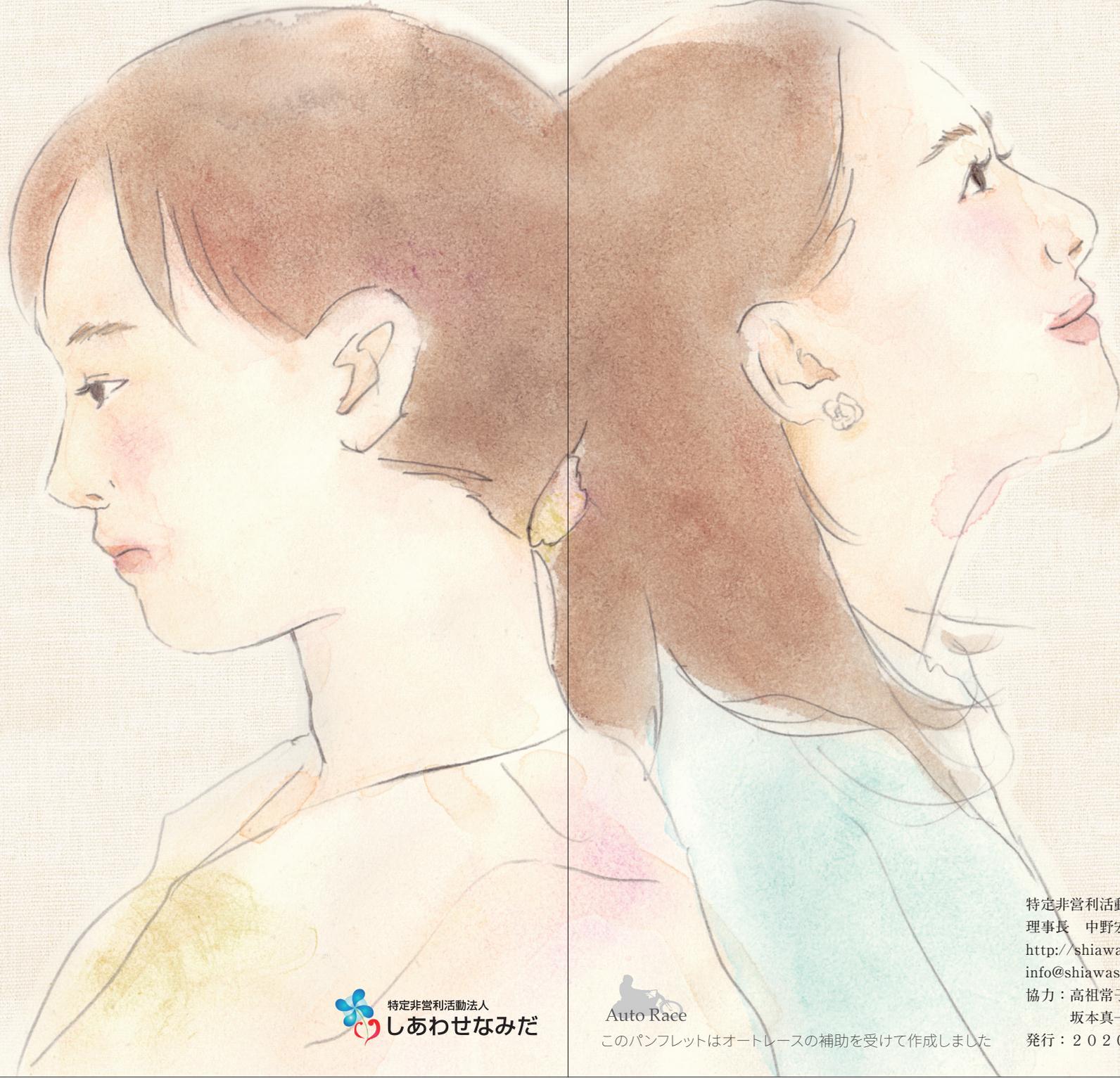


「障がいに乗じた性犯罪」処罰規定創設を。

性暴力のない世界をつくる




 特定非営利活動法人  
**しあわせなみだ**


 Auto Race

このパンフレットはオートレースの補助を受けて作成しました

特定非営利活動法人しあわせなみだ  
 理事長 中野宏美

<http://shiwasenamida.org/>  
[info@shiwasenamida.org](mailto:info@shiwasenamida.org)

協力：高祖常子（株式会社ブライト・ウェイ）  
 坂本真一郎（コオルデザイン）

発行：2020年3月

[要望]

# 1. 刑法性犯罪処罰規定に「被害者が障がい児者であることに乗じた性犯罪」を創設してください

- ◎被害者が障がい児者である場合、被害者と加害者の間には「それが性犯罪であるという知識・情報・判断」に、圧倒的な差が生まれます。また、「それが性犯罪である」と理解できても、「性犯罪から逃れるための知識・手段・時間」は、圧倒的に不利な状況に置かれます。
- ◎加害者と被害者との間に大きな力関係が生じることを踏まえ、地位関係性に基づく性犯罪として、「被害者としての障がい児者」の概念を入れてください。

[要望]

# 2. 1が困難である場合、被害者が障がい児者であることをもって、「準強姦性交等罪」もしくは「準強姦わいせつ罪」を適用してください。

- ◎被害者が障がい児者である場合、被害者が抵抗の意志を示しても、第三者が「それは抵抗である」と理解することが困難な場合が少なくありません。また、「それは抵抗である」と認識できても、障がいのある被害者が裁判で「加害者が暴行脅迫を用いた」と立証することは、非常に困難です。
- ◎障がいのある被害者が、第三者に抵抗の意志を示し、立証することが難しい現状を踏まえ、「準強姦性交等罪」「準強姦わいせつ罪」の「抗拒不能」の要件に「被害者が障がい児者であること」を盛り込んでください。

[要望]

# 3. 1・2が困難である場合、刑法性犯罪の運用において、障がい児者の特性を踏まえた対応を義務化することを明言してください

- ◎障がい児者が被害者である場合、性犯罪に対する認識、逃れる方法、裁判での証言に限界があること等を踏まえ、適切に対応していくことを、附則、附帯決議、通知、通達等に明記してください。

## 障がい児者とは

### ■身体障害(身体障害者福祉法)

- ◎視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしやく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、その他政令で定める障害(ぼうこう、直腸、小腸、免疫不全、肝臓)で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

### ■知的障害(厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」)

- ◎知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの
- ◎知的障害者が保有する「療育手帳」の判定基準は各都道府県により異なる。東京都の判定基準は、1度(知能指数19以下)、2度(同20-34)、3度(同35-49)、4度(50-75)。知能指数70以下は、人口の2.5%とされる。

### ■精神障害(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

- ◎統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患(認知症、気分障害[うつ病、双極性障害]、てんかん、高次脳機能障害等)を有する者

### ■発達障害(発達障害者支援法)

- ◎自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

○発達障害



※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれます。  
 出典：発達障害情報・支援センター  
<http://www.rehab.go.jp/ddis/> 発達障害を理解する/発達障害とは/

障がい児者が性犯罪に遭うリスクと背景

●障がい児者への性犯罪の流れ



Next Page

事実確認

- ◎物的証拠が残りづらい
- ◎目撃者がいない
- ◎発言を信じてもらえない
- ◎複雑な話が不得意
- ◎「お世話になっている」という遠慮
- ◎「加害を訴えればケアを受けられなくなる」という心配

- ◎被害者に対し、加害者に都合の良い発言をするよう促す
- ◎「障がい児者は事実と異なる発言をしている」と、周囲に信じ込ませる
- ◎「恋愛である」と主張する
- ◎不祥事が明るみに出ることを避けたい

裁判

- ◎言語による表現が困難
- ◎日時、場所の特定が苦手
- ◎誘導されやすい
- ◎論理的な説明が困難
- ◎相手に「喜んでほしい」と思う

- ◎性犯罪事件に強い弁護士をつける
- ◎「同意していると思った」
- ◎「抵抗の意思は示されていない(示したかもしれないが、気づかなかった)」と主張する



## 障がいに乗じた性犯罪事件の例

## 特徴

- ◎「親」「施設職員」「障がいのある人ばかりを対象にする」等「被害者に障がいがある」ことを知っている
- ◎「ハードディスク」「画像データ」等「物的証拠」が逮捕のきっかけになる（物的証拠がなければ、逮捕につながりづらい）
- ◎第三者の目撃が逮捕のきっかけになる（目撃がなければ事件が発覚しづらい）

## 2020年1月28日付「長崎新聞」

警察は27日、準強制わいせつの疑いで、容疑者(50)=県迷惑行為等防止条例違反、準強制わいせつなどの罪で起訴済み=を再逮捕した。逮捕容疑は2013年9月11日午後5時半ごろから同5時40分ごろの間、市内のアパート敷地内で、心神喪失状態にあった20代女性の体を触るなどわいせつな行為をした疑い。

容疑者は昨年12月4日に強制わいせつ未遂容疑で、今年1月13日に住居侵入と準強制わいせつの疑いで逮捕され、3度目の逮捕。

警察によると、被害発生時に女性の関係者から被害届を受理。昨年の逮捕時に押収したハードディスク(HD)に本件犯行を撮影した動画が見つかり、発覚したという。

## 2019年8月15日付「毎日新聞」

知的障害がある少女ら9人にわいせつな行為をしたとして、地検が、無職、被告(31)を準強姦(ごうかん)や準強制わいせつなどの罪で起訴していたことが判明した。捜査関係者によると、被害者には特別支援学校の生徒が複数含まれており、被告は知的障害などのため抵抗が困難な少女らを繰り返し狙っていたとみられるという。

起訴状によると、被告は2014年6月～昨年5月、下校中の女兒に声を掛けたり、少女の自宅に侵入したりして、わいせつな行為や性的暴行をしたとしている。地検は昨年7月～今月、9人の被害について起訴。地裁で公判が続いている。警察は、さらに別の少女2人が被害を受けていたとみて捜査している。捜査関係者によると、県警が保護者からの相談を受けて捜査。自宅からはわいせつ行為を撮影した動画データが見つかったという。

2019年1月22日付「毎日新聞」  
(共同通信配信)

警察は21日までに、知的障害がある入所女性の体を触ったとして、準強制わいせつ容疑で障害者支援施設の50代の男性職員を書類送検した。書類送検容疑は昨年9月25日、施設内の倉庫で、背後から女性に抱きつき、胸を触るなどした疑い。偶然通りかかった別の職員が目撃し、発覚した。同園を運営する社会福祉事業団は、18日付で男性職員を懲戒免職処分とした。同園は知的障害者の生活介護などをしており、約300人が入所している。

## 2019年9月12日付「毎日新聞」(共同通信配信)

警察は11日、会社員の男(57)を監護者わいせつの疑いで逮捕した。逮捕容疑は7月12日午後1時50分ごろ、特別支援学校に重度の知的障害がある娘(17)を迎えに行った際、寄宿舎の部屋で娘の両胸を服の上から触るなどわいせつな行為をしたとしている。女性職員が巡回中に目撃し、発覚した。児童相談所が娘を保護した。

## 2018年6月6日付「毎日新聞」

障害児入所施設で男児にわいせつな行為をしたとして、強制わいせつ罪で起訴された元施設職が、他の入所児童ら数人に暴行してけがをさせたなどとして、警察は近く、傷害と強制わいせつの疑いで追送検する方針を固めた。施設側は計11人が被害を受けたことを確認し、保護者に謝罪。府警は虐待が日常化していた疑いがあるとみている。

被告は昨年11月に施設で男児の下半身を触ったとして、今年3月、強制わいせつ容疑で逮捕された。「男児を恥ずかしい気持ちにさせ、言うことを聞かせようと思った」と供述しているという。

施設を運営する社会福祉法人や自治体の調査で、男児や男子生徒計11人が風呂場などで、下半身を触られる▽尻をたたかれる▽水をかけられる——などの被害を受けていたことが分かった。首などに皮下出血があったケースもあり、被告と当時の施設長が保護者に謝罪した。警察はこのうち、児童らの証言で被害が裏付けられた数人分について追送検する方針。

軽度の知的障害がある入所者の男児の父親によると、施設側から男児がわいせつな行為を受けたと説明されたが、男児はうまく被害を申告できなかった。父親は「子供は自分できちんと説明できない。施設は今後、子供の心のケアを一番に考えてほしい」と話した。

法人によると、施設には知的・身体障害がある児童ら約40人が入所。日中は約30人の職員が勤務している。法人幹部は「職員研修を強化した。入所者との信頼を築けるよう見直しを進める」と話した。

## 2018年4月26日付「毎日新聞」

障害者就労移行支援事業所の所長だった40代の男性が昨年、事業所に通う知的障害のある女性(20)にわいせつな行為をしたとして、市は25日、事業所の運営会社を障害者総合支援法に基づき文書で指導した。市はわいせつな行為が性的虐待にあたると判断した。

市によると、女性は昨年の秋から冬にかけて、事業所で所長から調理実習中に胸を触られたり、訓練時間内にホテルでわいせつな行為をされたりした。女性は、調理の仕事に就こうと昨年夏から事業所に通っていた。

市は「障害福祉サービス事業所として不適切」とし、虐待防止の体制づくりや研修実施などを盛り込んだ改善報告書の提出を運営会社に求めた。

運営会社は問題のあった事業所を20日に閉鎖した。



## 被害の認識が持てない?

重度の障害者のなかには被害を受けていることの認識がすぐに持てない人がいます。特に性的被害を受けているケースなどに顕著です。そういう「弱さ」につけ込まれて、ますます被害を受けるようになるのです。被害を十分に訴えられなくても、人間の尊厳を踏みじられ重い心理的後遺症に苦しめられる人は大勢います。

## 記憶力や証言能力がない?

深刻な被害であるにもかかわらず、障害ゆえに証言能力が低いと判断され刑事訴追を見送られるケースが多くあります。たしかに細かいことをたくさん覚えるのは苦手な面がありますが、ひどい被害にあった経験の主な部分は一般の人と同じように記憶に残り、証言もできる人が多いことも知ってください。国内外で障害者の記憶や証言能力の研究は盛んに行われており、捜査や公判でも専門家の知見が重視されるケースがたくさんあります。質問の仕方や捜査官との関係性、その場の雰囲気などに配慮することが大事です。

## 被害を否定したい?

ひどい被害にあうと、だれでも悲しい気持ちや怖い思いを否定して、忘れてしまおうとします。思い出すとあまりにも心が痛むからです。「被害にあわなかった」「そんなひどい被害ではなかった」とその時は言っても、後遺症に長期間苦しめられるのが一般的です。家族にしてもそうです。障害のある子を持って偏見や差別にさらされる経験をしていると、心がなえてしまい、被害を直視できなくなったりします。過去の事件では捜査にあたった警察官が被害者や家族を励まし、精神的な支えになって立件に至ったケースもあります。警察官の存在はとても重要なのです。

## 自分が悪いと思う?

虐待や差別を受け続けていると、障害のある人は「自分が悪いからこんな目にあうのだ」「自分は助けられる価値がない」などと思ってしまいます。「何を言っても信用してもらえない」とあきらめ、「親を悲しませたくない」「迷惑をかけたくない」などと思っている人もたくさんいます。自信を失い、前向きに考えられなくなるのです。精神的に不安定になり自分を傷つける人もいます。家族や福祉の支援者など仲間に守られて勇気づけられることで、少しずつ被害の認識を持てるようになります。泣き寝入りを強いられている障害者がたくさんいることを知ってください。

障害者への性暴力被害の状況について（海外での調査結果）

著者(年)/国	対象者	結果
Basile et al. (2016) アメリカ	女性9,086人、男性7,421人 (18歳以上)	障害をもつ男女は、障害をもたない人に比べて、性被害の割合が高くなっていた。
Mitra et l. (2016) アメリカ	男性49%、女性51%。そのうち 障害者は男性18.9%、女性 21.6%	一生のうちに性暴力被害に遭った率は障害男性が8.8%、健常男性は6.0%、女性障害者は25.6%、女性健常者は14.7%。そのうち、女性障害者は最も親密な男性/パートナーによる被害に、男性は知人からの被害に遭っていた。
Krnjacki et al. (2015) オーストラリア	オーストラリア人17,000人 (15歳以上)	障害者への暴力の発生率は、健常者よりも高く、男性よりも女性で高かった。女性障害者では性暴力やパートナーによる暴力が多く、男性障害者では身体的暴力が多くなっていた。また、精神障害者での暴力の発生率が最も高くなっていた。
Platt et al. (2015) アメリカ	発達障害者の男女(18歳以上)350人(男性172人、女性177人)、知的障害を含む(65%)	発達障害者の男性63.7%、女性68.2%が暴力被害に遭っていた。性暴力被害については、男性よりも女性の方が高くなっていたが、それ以外については男女で格差はなかった。女性は男性に比べて、親密なパートナーによる暴力被害が高かった。
Brown-Lavoie, et al. (2014) カナダ	高機能ASD95人(19-43歳)、117人の健常者(18-35歳)の成人男女	成人ASDでは、健常者に比べて2~3倍、性暴力被害が多く発生していた。性的知識と性被害に関連性が見られた。
Hughes et al. (2012) イギリス	成人障害者21,557人 (18-64歳)	障害者への暴力の発生率は、精神障害者が24.3%、知的障害者が6.1%、その他障害者が3.2%。障害者は被障害者に比べて性暴力被害が高くなっていた。
Smith (2007) アメリカ	男性136,201人、 女性219,911人、 障害女性49,756人	障害女性の被害は、健常女性および障害男性に比べて全てで高くなっていた。特に望まないセックスで最も高くなっていた。
Brownridge (2006) カナダ	男女25,876人(15歳以上)、既婚女性7,027人、障害女性1,092人、健常女性5,935人	過去5年間の暴力について、女性障害者は健常女性と比べて、身体的暴力は2倍、性暴力は3倍高くなっていた。また、男性側の性に関する意識や、男性優位なイデオロギーが障害女性への暴力と大きく関係していた。

出所：岩田千亜紀(2018年)「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」東洋大学社会学部紀要55-1, 43-55を一部修正。  
[https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=9643&file\\_id=22&file\\_no=1](https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=9643&file_id=22&file_no=1)

海外の障がい児者に関する性犯罪関連条文（抜粋）

ミシガン州	○ 刑法 第750.520b条(第一級性犯罪) (1) 他人に性的挿入を行った者は、以下のいずれかの事情が存在する場合には、第一級性犯罪とする。 (g) 行為者が被害者に身体傷害を発生させ 行為者が被害者が 精神的 心神喪失者(物理的) 心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること。 (h) 他人が(精神的)心神喪失者、精神障害者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと
イギリス	○ 2003年性犯罪法 第30条(精神障害が原因で拒絶できない者と性的活動を行う罪) 1 人(A)が(a) 他人(B)の身体に故意に接触し、(b) その接触が性的であり、(c) Bにおいてその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で拒絶できず、かつ (d) Aにおいて、Bが精神障害を有していること及びその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由でBがおそらく拒絶できないことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た場合は、Aに本条の罪が成立する。
フランス	○ 刑法 第222-24条(加重的強姦) 強姦は、次に掲げる場合、20年の拘禁刑に処する。 三 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
ドイツ	○ 刑法 第174条 c (相談、治療又は世話をを行う関係を利用した性的虐待) 1 相談、治療又は世話をを行う関係を濫用して、中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に、又は、身体的な疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。 2 治療を行う関係を濫用して、精神療法が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせた者も、前項と同一の刑に処する。 3 本罪の未遂は、罰する。
韓国	○ 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法(特例法) 第6条(障害者に対する強姦・強制わいせつ等) 1 身体的又は精神的な障害がある人に対し 刑法第297条強姦の罪を犯した者は無期懲役又は7年以上の懲役に処する。

[参照]  
 法務省「第6回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ(平成31年3月11日)」 3 その他資料  
[http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00015.html](http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00015.html)